平成３１年４月２６日

第5回埼玉県県南西部交通圏タクシー準特定地域協議会開催について（書面開催）

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）に基づく埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会を下記のとおり書面開催することとなりましたので、協議会設置要綱第５条第１４項及び第１６項の規定に基づき公表します。

なお、新たに協議会の構成員として参画されたい方は、開催日の３日前（５月７日・火曜日）までに下記の問い合わせ先へお申し出下さい。

―記―

１．協議開始日　　令和元年５月１０日（金）

２．協議方法　　書面協議

３．予定している議題　（１）公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更について

（２）消費税率引上げに伴う運賃の範囲の変更について

問い合わせ先

埼玉県県南西部交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
担当：高原、遠藤
電話：０４８－８６３－６４３１